

造船「2014年問題」の対策を求める意見書

日本の造船業は、昭和31年(1956年)に進水量において、それまで50%のシェアを誇っていた英国を抜いて世界の造船国となりました。

その後、二度にわたるオイルショック(1973年第4次中東戦争・1979年イラン革命)によって深刻な不況に陥り、1980年代に運輸省の主導で造船メーカーに対する設備処理(船台やドックの廃棄などによる計画造船)が、2回実施されたことにより、造船メーカーの生産能力の低下だけでなく、船用工業・機器メーカーの減少、多くの技術者の離散につながりました。

44年間、世界の建造量を守り続けた日本の造船業は、平成12年(2000年)に韓国、平成21年(2009年)に中国に追い抜かれ、平成21年(2009年)では、建造量は25%と3位に低迷しました(現在の建造量は、韓国、中国、日本のアジア勢で世界の9割を占めています)。

また、世界の造船マーケットは、平成15年(2003年)頃までは2,000~4,000万総トンでしたが、平成21年(2009年)には7,700万総トンまで急拡大してきました。このことは、日本の設備が拡張されない中、韓国・中国の急激な設備拡張で可能となりました。

平成22年(2010年)末までの海運ブームに乗じた発注量は、約1億総トンでしたが、海上荷動き量は6,600万総トンと必要船舶量に対して3,400万総トン近くの建造量が過剰となったこと、リーマンショックによる経済の低迷とともに、海上荷動きの減少により海上運賃の下落が起こりました。

さらに、リーマンショック以前に大量発注された船が、平成24年度(2012年度)から竣工となりおびただしい量が投入され、海上運賃の下落に拍車をかけ、海運会社は厳しい経営環境となり新規受注は激減し、造船ブームは終えんしました。またここに来て、中国では多くの造船所が倒産をしていく中、30万トンの原油タンカー50隻を国策として国内の企業に発注して仕事量の確保に動いています。

こうした中、日本の造船業界は、韓国・中国に大きく水をあけられたま

ま、リーマンショック後の30%以上の急激なウォン安と、平成20年(2008年)から続く超円高の影響を受けて、新規受注は極めて苦しい状況が続いています。過去の苦い経験から、日本の造船所は設備を拡張せず、3年・4年先へと受注残を延ばしてきたため、韓国・中国は「2012～2013年問題」としてはいますが、日本は「2014年問題」として受注が底をつく懸念が広がっています。既に企業によっては、平成25年(2013年)で船台があき始めているところもあり、命令休暇や、業者の単価切り下げ、人員整理、社員の他産業への出向など合理化を実施している状況です。

こうしたことを踏まえ、造船業界の一部では、「門外不出」の技術やノウハウを海外メーカーに売り、ライセンス収入を得るだけでなく、将来的には合併事業へ発展させ、低コストの海外生産への道を開こうとしています。

国内の造船産業に働く従業員は13万人を超えているといわれています。雇用や経済を支える基幹産業の一つであり、造船・海運・舶用工業は相互が支え合う産業構造としての総合体「海事クラスター」を形成しています。これらを維持していくことは、経済全体の成長、安定の面でも極めて重要であります。

特に瀬戸内海は、世界的に見ても例のない造船技術が集積されているところであり、日本が40年を超える世界のトップに君臨できたのも、そのおかげであると言っても過言ではありません。

今後も瀬戸内海の造船関連産業を守り発展させることが大切であり、安易に海外に生産拠点を移転することなく、国内でその技術を維持発展させるため、平成26年(2014年)に到来する造船不況対策に企業・地方自治体・国が一体となって取り組む必要があります。

よって政府及び国会におかれましては、次のとおり造船「2014年問題」にかかわる対策を、早期に取り組まれるよう強く要望いたします。

1. 造船「2014年問題」にかかわり、新しい造船産業振興ビジョンを早期に構築すること。

- 2．造船産業の復興に向け、日本沿岸のエネルギー開発にかかわる掘削船の発注や、巡視船・訓練船及び調査船の建造及び、地震津波の災害時における救助支援船・浮体構造物台船など産業救済のための経済対策に早急に取り組むこと。
- 3．国の基幹産業である造船産業を壊滅させないため、後継者の育成・技術の維持・発展に欠かせない学校及び職業訓練所などの再構築を図ること。
- 4．不幸にして倒産した企業や生産調整により解雇された従業員の救済のため、緊急雇用対策を講じること。
- 5．企業の新規事業への取り組みや、企業が生産調整による派遣・出向・職種転換などに対する支援策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成25年3月19日

尾道市議会

関係行政庁及び国会あて